

学生を主人公にした大学づくりに向けて part4

公立大学法人 都留文科大学定款(案)を策定！

経緯

本年4月に設置した都留文科大学法人化準備委員会では、これまでに3回にわたる審議を重ね、定款案が取りまとめられました。これに基づき、8月8日～24日の間、パブリック・コメント制度により市民に公表し、意見を求め、このたび最終的な(案)が策定されました。

内容

定款案には、次のような内容が盛り込まれています。

①理事長と学長を別に置く、別置型とします。

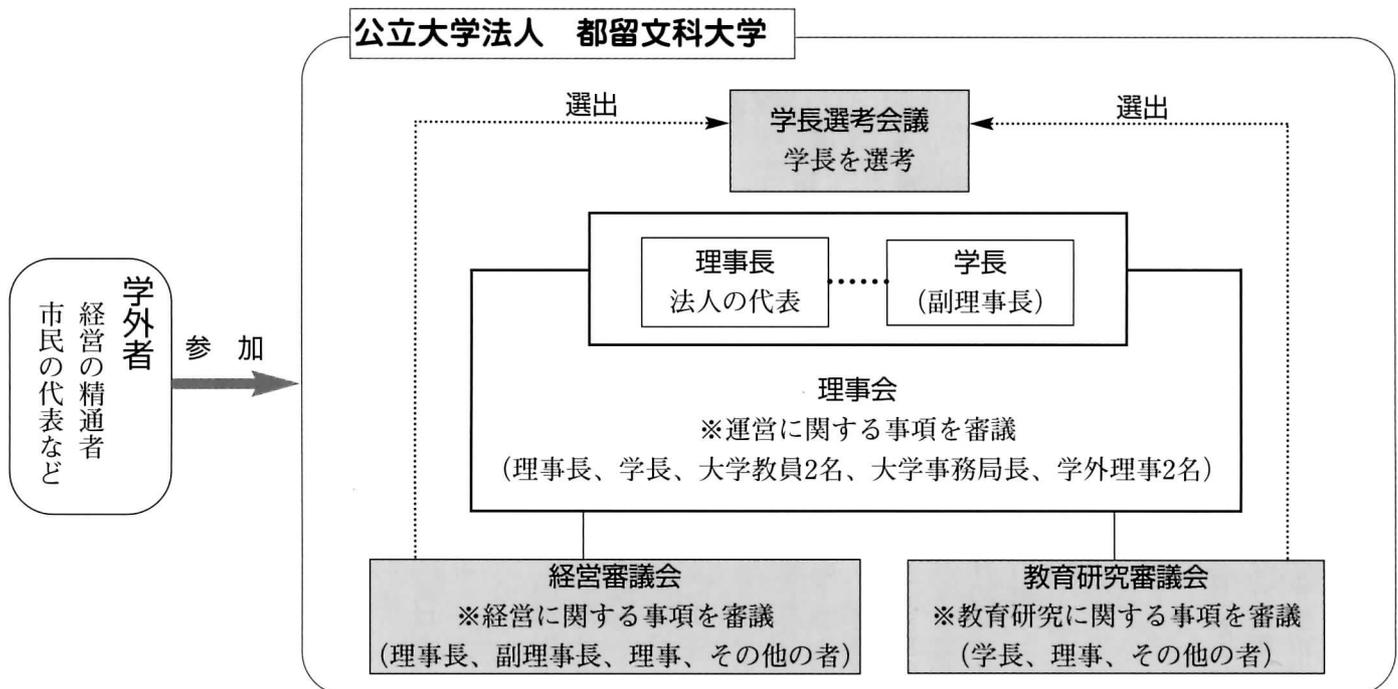
市と大学とは一体的な存在であり、大学の経営責任は重大です。そのため、その重責を担う理事長については、市長の責任において任命し、学長とは別に置くこととします。

②理事会を設置します。

経営審議会と教育研究審議会は、必ず置かなければなりません。統合的に両審議会をより合理的に運営する機関として、理事会を設置します。

③理事会の構成人数は7名以内とします。

内訳は、理事長、学長(副理事長)、大学教員2名、大学事務局長、学外理事2名。学外理事の内1名は、経営について全般的に指導できる精通した方とし、他の1名は、市民の代表として大学と市民との仲立ちの役割を果たす方とします。



市民代表が、理事として加われば、市民の声を大学運営に反映することができそうです。これまで以上に、大学が身近な存在になり、開わりが増えるような気がするわ。

